学校において予防すべき感染症への罹患報告書の提出について

学校において予防すべき感染症に罹患された場合は感染拡大を防ぐため、出席停止の措置を講じます。学校において予防すべき感染症と診断されましたら、必ず学校へご連絡ください。なお、出席停止期間の基準につきましては、下記の一覧表をご参照ください。

**【お願い】**「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。報告書の様式は学校にありますが、当校のホームページからもダウンロードしていただくことができます。

**学校において予防すべき感染症一覧表**

●第１種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱

ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H５N１）

●第２種

|  |  |
| --- | --- |
| **病　名** | **出席停止の基準** |
| インフルエンザ（H５N１を除く） | 発症した後（**＊発熱した日の翌日を１日目とカウントする**）５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| **新型コロナウイルス感染症** | **発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日経過するまで** |
| 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| ●第３種 |  |
| **病　名** | **出席停止の基準** |
| コレラ |  |
| 細菌性赤痢 |  |
| 腸管出血性大腸菌感染症 |  |
| 腸チフス | 症状により学校医の他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| パラチフス |  |
| 流行性角結膜炎 |  |
| 急性出血性結膜炎 |  |
| **★その他の感染症★** | **【条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症】** |
| 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後２４時間を経て全身状態が良ければ登校可能 |
| 手足口病 | 発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |
| 伝染性紅斑 | 発疹のみで全身状態が良ければ登校可 |
| ウイルス性肝炎 | A型・E型は肝機能正常化後登校可/B型・C型は出席停止不要 |
| マイコプラズマ感染症 | 急性期は出席停止、全状態が良ければ登校可能 |
| 感染性胃腸炎 | 下痢、嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 |
| ヘルパンギーナ | 発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 副校長 | 教務主任 | 養護教諭 | 担任 |
|  |  |  |  |

　　　年　　　月　　　日

　岐阜県立加茂高等学校長　様

　　　　　（定時制課程）

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

　このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 生徒名 | 　　　年　　組　　番　　氏名 |
| 保護者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 感染症名 |  |
| 医療機関名 |  |
| 医師に診断された日 | 　　　　年　　　月　　　日（　　　） |
| 出席停止期間 | 　　　　年　　　月　　　日（　　　）から　　　　年　　　月　　　日（　　　）まで |

※この報告書は担任に提出してください。（担任→養護教諭→教務主任→副校長）